

平成29年12月19日開催
常任委員会報告事項
「鳥取砂丘コナン空港のコンセッション
実施方針(案)について」の説明資料

常任委員会説明資料 実施方針(案)の概要

平成29年12月
空港港湾課

実施方針の記載項目

- I 特定事業の選定に関する事項
- II 民間事業者の責任の所在の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- III 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- IV 実施契約に定めようとする事項及びその解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項
- V 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- VII その他特定事業の実施に関し必要な事項

I 特定事業の選定に関する事項

○鳥取県営鳥取空港特定事業等実施方針(実施方針)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第5条第1項、第2項及び第17条の規定により、施設管理者(知事)が、特定事業の選定および公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者の選定を行おうとする場合に、以下に関する事項について定める。

- I 特定事業の選定に関する事項
- II 民間事業者の責任の所在の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- III 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- IV 実施契約に定めようとする事項及びその解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項
- V 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- VII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 本事業の概要

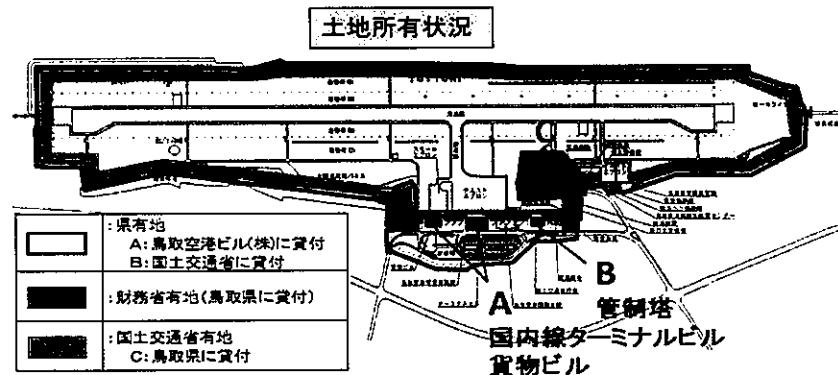
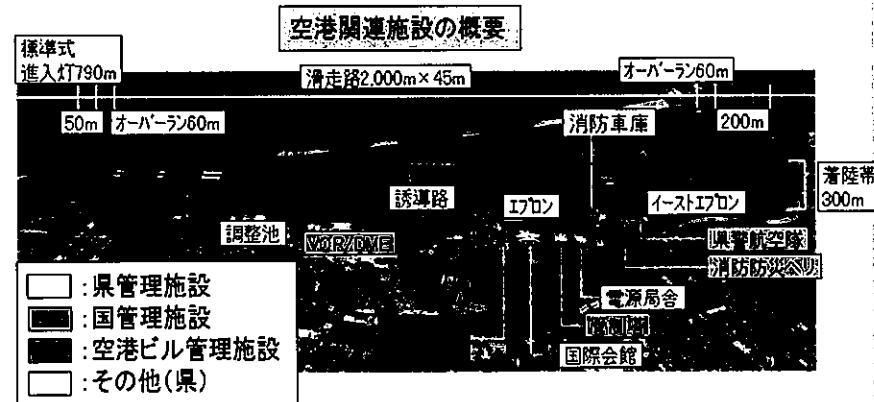
- (1) 公共施設等の管理者 鳥取県知事 平井伸治
- (2) 担当課 鳥取県県土整備部空港港湾課
- (3) 事業の背景

鳥取砂丘コナン空港は、「名探偵コナンの装飾」や市街地・観光地への近接性等の強みを持ち、「ひと・もの・情報」が動き・集まる拠点として高い潜在能力を有しており、地域活性化の拠点施設として機能強化を図っていくことが課題となっている。

現在、「空港ターミナルビルの一体化」と近接する鳥取港との連携強化による「ツインポート化」を進め、空港利用者のおもてなし・利便性の向上及び交流人口拡大と地域活性化に向けた「空の駅化」プロジェクトを進めており、従前の管理手法(県直営)では柔軟な運営実施には限界があるため、民間のノウハウを最大限活かした管理運営手法導入(コンセッション方式等)を検討してきたところである。

(4) 事業の目的

鳥取空港の「空の駅化」を推進するため、空港の管理運営を公共施設等運営権制度に基づく民間による空港「経営」に転換し、民間による一体的かつ機動的な空港経営により、空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点とした賑わいの創出を実現する。



2 本事業の内容

(1) 対象施設

- ① 空港基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)
- ② 空港基本施設附帯施設等(場周道路、場周柵、ゲート等)
- ③ 空港基本施設管理施設(消防車庫、電源局舎等)
- ④ 空港航空保安施設等(航空灯火、灯火整備棟等)
- ⑤ 國際会館・増築部
- ⑥ 除雪車庫
- ⑦ 駐車場等(駐車場、構内道路)
- ⑧ 空港用地

I 特定事業の選定に関する事項

(2)事業期間

平成30年7月～平成36年3月(5年9ヶ月)

※ 鳥取空港ビルの一体化が供用開始する平成30年7月に合わせ
公共施設運営権を導入し、民間による空港の一体的な管理運営
を導入する。運営期間中に公募による本格的な公共施設運営権
の導入に向け検討を行う。

(3)事業方式

ア 運営権の設定等

- ・県は、PFI法第7条に基づき特定事業を選定するとともに、当該特定事業を実施する民間事業者を選定する。
- ・その上で、県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る県議会の議決(以下「運営権設定に係る議決」という。)を得た上で、選定事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うとともに、県との間で速やかに実施契約を締結し、事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

イ 関連動産の使用又は譲渡の方法

運営権者は、県の動産のうち備品(以下「関連備品」)を無償貸付を受け、それ以外の動産(以下「関連物品」)を無償譲渡を受ける。

ウ 事業終了時の取扱い

運営権は、事業終了日をもって終了する。(その他、運営権者の更新投資に係る未償却費用・運営権者の資産・空港用地の使用权・関連動産の使用権又は所有権・業務の継続及び引継について記載)

(4)事業範囲

ア 特定運営事業

(ア)空港運営当事業

a 空港基本施設等運営等業務

(空港供用管理規程、保安管理規程の策定及び国への届出、着陸料の設定・収受、
施設運用、障害物監視、警備、航空機事故等の危機管理対策、消防、救難、鳥獣防除、
除雪、リモート対応、ノータム発出、空港運営施設等の運営・維持管理など)

b 空港航空保安施設等運営等業務(航空灯火、航空障害灯及び付帯施設の運用、維持管理など)

c 国際会館運営等業務(料金設定及び収受、貸付、警備、維持管理、コナン装飾の管理など)

d 駐車場施設等運営等業務(料金設定及び収受、警備、交通誘導、維持管理、除雪など)

e 空港用地運営等業務(空港用地貸付(有償、無償)、空港用地の維持管理)

(イ)環境対策事業

・ 航空機騒音に係る測定業務への協力

・ 滑走路利用割合に関する地元調整への強力(データ収集、取り纏め等)

(ウ)付帯事業

a ハイジャック等防止対策(航空運送事業者が行う保安対策業務等に係る費用の2分の1負担)

b 協議会への参画(鳥取空港の利用を促進する懇話会への参画)

c 運営権者が提案する事業・業務(空港の就航促進・利用促進、空の駅化に関する事業)

イ 任意事業

特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害しない等の範囲で任意で行う事業

特定事業の選定に関する事項

(5) 国、県が実施する事業・業務

ア 国が実施する業務

- (ア) 飛行場対空援助業務、(イ) 気象観測業務、(ウ) 税關、出入国管理及び検疫に関する業務

イ 県が実施する事業・業務

- (ア) 空港施設等の更新、拡張及び大規模修繕
 - (イ) 危機管理に関する業務(県防災計画、広域医療搬送拠点に基づく危機管理)
 - (ウ) 就航促進・利用促進等事業・空の駅化事業(観光交流、航空運送事業者に対する支援、
関係団体が行う事業への支援、アクセスの確保、ツインポート・空の駅化、コナン装飾など)
 - (エ) 環境対策事業等(生活環境及び自然環境に関する調査、着陸対策事業)
 - (オ) 空港周辺部管理事業(空港周辺部の土地及び施設の総合管理並びに自然環境の保全)

(6) 施設の利用に係る料金の収受と費用負担

- ・運営権者は、着陸料等について、設定、收受し、自らの収入とすることができます。
 - ・運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担する。
 - ・県は、以下の費用を予算の範囲内で運営交付金として支援する。

運営交付金=基準費用() - () - ()

基準費用：右上表に係る業務を県直営で実施した場合の管理運営費から、本事業によるコスト削減額の一部を減算した額

：右上表に係る収入

※H26～H28の空港管理運営費に基づき算出

- ・収益の取り扱い
運営権者のインセンティブを働かせ、県民サービスの向上を図るために、
運営付込金を含めた収入が実際の経費を上回った場合は、その収益は
運営権者の収益として認める。

- ・空港基本施設等運営等業務
- ・空港航空保安施設等運営等業務
- ・国際会館運営等業務
- ・駐車場施設等運営等業務
- ・空港用地運営等業務
- ・環境対策事業
- ・附帯事業

基準収入の対象収入
左に附帯する収入
・着陸料
・停留料
・土地使用料 等
※県の政策により、減免がある場合は減免後の収入を基準収入とする。

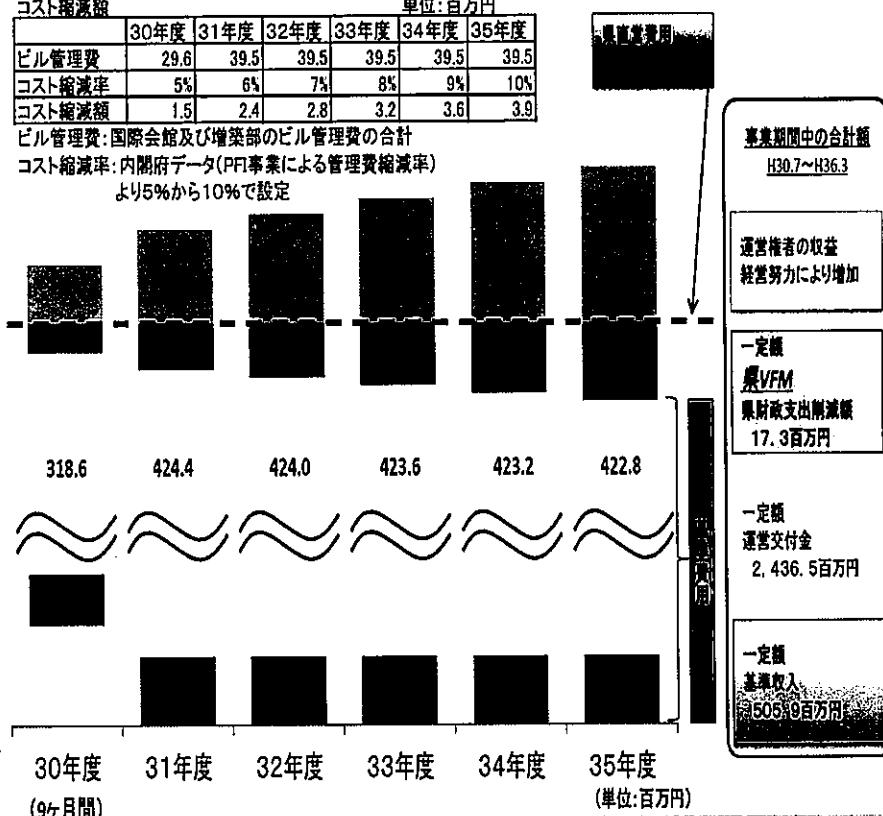
参考 運営権者の収支イメージ

コスト縮減額	単位：百万円					
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
ビル管理費	29.6	39.5	39.5	39.5	39.5	39.5
コスト縮減率	5%	6%	7%	8%	9%	10%
コスト縮減額	1.5	2.4	2.8	3.2	3.6	3.8

ビル管理費：国際会館及び増築部のビル管理費の合計

コスト縮減率：内閣府データ（PM事業による管理費縮減率）

上位5%から10%で設定



I 特定事業の選定に関する事項

(7)要求水準

県は、運営権者によって本空港の適切な運営等が実施されること、安全な航空輸送に資する運営等を行うことが確保されること及び、事業継続が確保されることを目的として要求水準を別に定める。
※実施契約書に添付。

(8)運営権者に与えられる権利

運営権者には、運営権、土地・建物の使用貸借権、関連備品の使用貸借権、関連物品の所有権が与えられる。

(9)更新投資等の役割分担

区分	主な内容	分担
		運営権者 県
更新	○施設を部分的又は全面的に同程度の機能で更新する行為 (滑走路舗装の全面補修、照明柱の交換、設備の交換等)	○
拡張	○施設の規模の拡大や機能の付加を行う行為 (駐車場の整備等)	○
	○施設の部分的な機能や性能を回復させる行為 (舗装の部分的損傷の補修、フェンスの張替、法面の補強等)	
	【50万円以上の大規模修繕】 ・大規模修繕にかかる交付金額(※)の範囲 (内容は、単年度計画で県と協議の上、決定する)	○
	・交付金額を超える範囲	○
	○上記以外の小規模修繕(50万円未満)	○
新規投資	○任意事業により施設を新たに整備する行為 (商業施設や宿泊施設等の新たな施設の整備)	○

※ 大規模修繕及び小規模修繕にかかる交付金額は、県の直近3カ年の修繕経費を基準として算出する。

○コンセッションに国庫補助事業導入のための対応

・運営権者は、運営権設定対象施設のうち空港の基本となる施設である滑走路、誘導路等で国の補助事業の対象となる更新投資(更新、拡張)について、特定運営事業の実施にあたり運営権者も一定の利益を享受することになることから、更新投資に係る費用を一部負担するものとし、負担金額、負担方法の提案を行う。

(10)計画及び報告

・運営権者は、事業期間にわたる全体計画及び単年度計画を県に提出し、県の承認を得るものとする。

・運営権者は、単年度計画の実施状況について県に報告する。

(11)県から運営権者への職員の派遣

・運営権者は、本事業の実施のため、県職員の派遣を求めることができるものとし、県と運営権者との協議により決定する。

(12)運営権の対価

運営権者は、県に対し運営権の対価を提案することができる。

3 民間事業者の選定方法に関する事項

(1)選定基準

ア 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

イ 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(2)民間事業者の指名指定

鳥取空港ビル株式会社による一体運営を行う。

<指名指定の理由>

- ・鳥取空港ビルの一体化が供用開始する平成30年7月に合わせ、公共施設運営権による空港の一体的な民間による管理運営を導入するためには、指名による手法が妥当であること。
- ・鳥取空港ビル株式会社が所有する国内線ターミナルビルと隣接する国際会館を含む空港基本施設等を一体的に管理運営できること。
- ・鳥取空港ビル株式会社は、現在、国内線ターミナルビルを運営していることから、ターミナルビル運営の実績があり、また航空機の運航業務、貨物の取扱業務等の空港を運営する者と密接な連携・協力関係を構築していることから、空港全体の管理運営が可能であること。

(3)選定方法

・県は、民間事業者から提出された計画等が基準を満たしているか公正かつ客観的妥当性を担保するために、第三者機関である審査委員会を開催し、その意見を踏まえ、選定事業者として選定を行う。

・その後、県は選定事業者へ公共施設等運営権の設定について、議会の議決を得たうえで、実施契約を締結する。

II 民間事業者の責任の所在の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業の前提条件

県は、以下について運営権者に課される具体的な権利及び義務等を、実施契約書、要求水準書等において明らかにする。

- (1) 地域との連携
- (2) 県が行っている航空運送事業者等に対する支援策の取扱い
- (3) 事業開始日以降に県が実施することを予定している工事
- (4) 契約等の承継
- (5) 建物の貸付義務
- (6) 土地等の貸付義務

2 リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスクは下記を除き運営権者が原則負担する。

運営権者は、事業期間中に県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。

- ①著しい航空需要の変動による着陸料収入
- ②不可抗力による損害（運営権者の維持管理上の過失を除く）
- ③対象施設で事業開始日以降1年以内に発見された隠れた瑕疵
- ④運営権に不当な影響を及ぼす法令、条例等の変更の影響によるもの
- ⑤緊急事態による運営権の行使の停止によるもの

参考

保険種別	保険対象物	保険内容	保険加入者
建物共済 保険	建物等（国際会館、増築部など）	火災等の事故による損害・損失補償	県（県有施設は一括して災害共済保険に加入）
空港管理者賠償責任保険	管理運営対象物	維持管理上の損害賠償（故意を除く）	運営権者

※保険料は運営に必要な費用として運営交付金の対象とする。

3 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、実施契約及びモニタリング計画に定めるところにより、運営権者による自己点検等（セルフモニタリング）に加え、県による本事業の実施状況の確認等（モニタリング）を行う。

- (1) 運営権者によるセルフモニタリング
- (2) 県によるモニタリング
- (3) 法令等に基づく検査等

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権等の処分

運営権者は、県の書面による事前の承認を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、抵当権設定その他の担保提供（以下「処分」という。）を行ってはならない。

(2) 運営権に対する担保権の設定

運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は、合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

III 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
IV 実施契約に定めようとする事項
V 事業の継続が困難となった場合の措置に対する事項 その他

III 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

以下について記載

- 1 所在地等
- 2 運営権設定対象施設
- 3 空港用地外

IV 実施契約に定めようとする事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定めようとする事項は、次のとおりである。

- (1)総則
- (2)特定運営事業等の承継等及びその他準備
- (3)土地・建物に対する使用権の設定
- (4)公共施設等運営権
- (5)特定運営事業等
- (6)その他の事業実施条件
- (7)計画及び報告
- (8)費用負担
- (9)更新投資等
- (10)利用に係る料金の設定及び收受等
- (11)リスク分担
- (12)適正な業務実施の確保
- (13)誓約事項
- (14)契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (15)契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (16)損害賠償
- (17)知的財産権
- (18)その他

V 事業の継続が困難となった場合の措置に対する事項

その他

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

- (1)県事由による契約の解除又は終了
- (2)運営権者事由による契約の解除
- (3)不可抗力による契約の解除又は終了
- (4)法令等変更による契約の解除
- (5)契約の解除又は終了に伴うその他の措置

今後のスケジュール

平成29年12月頃	特定運営事業の選定
平成30年3月頃	公共施設運営権の設定に係る議決
平成30年3月頃	公共施設運営権の設定(事業者の決定)
平成30年4月頃	実施契約の締結
平成30年4月頃	行政財産使用貸借契約等の締結
平成30年5月頃	航空路誌の改訂・発行
平成30年6月頃	空港保安管理規定の策定
平成30年6月頃	空港供用規程の国への届出
平成30年6月頃	公共施設等運営権登録簿への登録
平成30年7月1日	事業の実施・行政組織規則等改正